

災害廃棄物処理計画検討会（第 1 回）

議事要旨

1. 日時 平成 29 年 8 月 22 日 13 : 30 ~ 15 : 40
2. 場所 多賀城市役所 3 階第 2 委員会室
3. 参加者
(多賀城市)
小野 航太 市民経済部生活環境課 主幹兼環境リサイクル推進係長
菅野 駿 市民経済部生活環境課環境リサイクル推進係 主査
(七ヶ浜町)
菅井 厚 環境生活課 生活衛生係上席係長
星 翔太 環境生活課 主事
(利府町)
渡邊 弘嗣 生活安全課環境生活班 主事
(松島町)
熊谷 賢 総務課環境防災班 主査
(宮城東部衛生処理組合)
鈴木 英之 事務局総務係 主査
(環境省 東北地方環境事務所)
茶山 修一 廃棄物・リサイクル対策課 災害廃棄物対策専門官
藤林 啓介 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物対策等調査官
(一般財団法人 日本環境衛生センター (以下、JESC と略す))
寺内 清修 環境事業第一部環境保全課 課長
浅野 実 環境事業第一部 技術調査役
高橋 佳菜恵 環境事業第一部環境保全課 技術員

4. 次第

- 1) 開会あいさつ (東北地方環境事務所)
- 2) 議事
 - (1) 本事業の目的、検討事項、スケジュール等について
 - (2) 被害想定と災害廃棄物発生量について
 - (3) 災害発生時の初動体制の計画及び発災後の災害廃棄物処理の初動に係る計画について
 - (4) 災害廃棄物処理計画骨子案について
 - (5) その他
- 3) 閉会

配布資料

- 【資料 1】 災害廃棄物処理計画の策定について
- 【資料 2】 本計画における被害想定と災害廃棄物発生量の見込み
- 【資料 3】 ごみ・し尿の処理状況

- 【資料 4】 災害発生時の初動体制の計画及び発災後の災害廃棄物処理の初動に係る計画（案）
- 【資料 5】 災害廃棄物処理計画の骨子案
- 【参考資料 1】 災害ハザードマップ
- 【参考資料 2】 平成 6 年 9 月豪雨(多賀城市)の写真
- 【参考資料 3】 建物の震度別・建築年代別の倒壊率データ
- 【参考資料 4】 災害廃棄物に係る基礎資料（市町へのアンケート調査結果）
- 【参考資料 5】 廃棄物処理施設の災害対応等について（宮城東部衛生処理組合へのアンケート調査結果）

5. 議事（説明事項）

（1）本事業の目的、検討事項、スケジュール等について

（環境省）本事業の目的及び検討事項について説明を行った。（資料 1）

（2）被害想定と災害廃棄物発生量について

（JESC）資料 2 より、被害想定と災害廃棄物発生量について説明を行った。

利府町：災害廃棄物の見込としての発生推計量は、話が進んだ段階で検討することでよいのか。

JESC：議論の過程で決まるものもあり、それで良いと考える。先日災害廃棄物の県計画案のパブリックコメントが出され、地震については市町村別の想定廃棄物量も公表されており、本数値を流用することで説明はしやすくなるが、一方で東日本大震災と比較すると量が少なく、圏域での計画等を踏まえると、どの数値を採用するかが問題になる。

多賀城市：8 月 29 日に県が主催する市町村説明会があるので、そこで話が出ると思う。県の想定量が少ないのは、防潮堤や工業団地等からの流出物を引っ掛ける仕組みなどを工夫していることも考えられることから、説明を聞いてどの数値が良いか決定したい。

JESC：県の案の基となっている被害想定調査が H16 年と古く、東日本大震災前であり、最近の知見よりも低めに想定されたと言えるが、現時点ではこれが最新であり、県の処理計画もこれに基づいている。

多賀城市：各地域の特性もありそれぞれ災害の事情は異なることから、市町ごとに被害想定を積み上げて推計していく手法でよいのか。

JESC：まずは市町ごとの災害を踏まえることであるが、各市町の最大量を積み上げたものが必ずしも圏域の最大量とも限らないことから種々検討していただきたい。

多賀城市：風水害において、時間当たりの雨量は何ミリを想定して考えるのか。

JESC：現在、時間雨量による推計は行っていない。あくまで、床上浸水、床下浸水として発生原単位により推計している。しかしながら最近では水害の発生が多く、参考として 24 時間雨量を付けている。

利府町：P6「千年に一度発生する可能性がある東日本大震災クラスではなく、今後起こり得るであろう災害の規模で想定する」及び「発生量と施策がリンクしている」とあるが、県の計画と合わせるとのニュアンスか。

JESC：そうではなく、本検討会で決めた発生量と、その後に記載する施策がある程度リンクする必要があるという意味である。例えば、仮置場の面積が足りるのかを議論する場合に、発

生量の情報が必要になる。推計の仕方種々の違う発生量となるが、ある程度本命の発生量を決める必要があると考えている。

(JESC) 資料3及び参考資料5より、市町のごみ処理・し尿処理の状況について説明を行った。

JESC：計算上は宮城東部衛生処理組合の施設には余力があると考え。但し、近々に計画されている基幹的改良の工事中は厳しくなり、リニューアル後は再び余力が回復し、人口減少等により余力がさらに増えることになると見通せる。

多賀城市：し尿の処理量については、くみ取り量は減少しているものの、集中豪雨時などの下水道の逸水に対処する必要があり、大量の降雨量があると一旦、浄化センターへの流入を締め切り遮断することから管路が満管になるため、仮設トイレ等を設置する必要がある。さらに(地震後の)再開時には埋設物の確認に時間と経費を要することから、実際には余力の判断は非常に難しい。

JESC：環境省一般廃棄物処理実態調査の中の「ごみ、し尿の人員」について掛け持ちや重複があり得るが、実態として誤りがないかの確認を願いたい。

七ヶ浜町：記載どおり。

利府町：記載どおり。

松島町：掛け持ちが含まれる。

多賀城市：掛け持ちが含まれる。多賀城などのし尿「0」はあり得るのか。

JESC：調査や統計の取り方でこうなっているようである。

(3) 災害発生時の初動体制の計画及び発災後の災害廃棄物処理の初動に係る計画について

(JESC) 資料4より、災害発生時及び発災後の初動計画について説明を行った。

JESC：今後、発災時の災害廃棄物やガレキ処理について、産業廃棄物協会等と協定を結ぶ予定はあるか。

多賀城市：災害廃棄物は一般廃棄物扱いになるのか。

環境省：災害廃棄物は一般廃棄物とすることが大前提である。近年、廃掃法の改正が図られ特例として整備しつつあり、産業廃棄物処理業者においても災害廃棄物に関しては届け出のみで、廃掃法で処理・処分が可能となっており、産業廃棄物処理業者のチャンネルも使えばより速い復旧が図られる可能性があるといえる。

7月下旬に発生した秋田県の水害では、協定を結んでいない雄物川流域の市町村が秋田県に要請し、それを受けた県が協定に基づき斡旋して、産業廃棄物協会の各支部に応援の依頼をした経緯がある。また、横手市は平時の家庭ごみ収集している組合があり、余力がある会社の車両による収集を、協定ではなく契約として乗り切った実績がある。

多賀城市：「館」協定は古く、知らない職員が増えており実効性に疑問があることから、適宜見直しが必要であると考え。

環境省：協定締結は重要だが、それを維持・向上させることはより重要である。関係者で内容を見直し、グレードアップした新協定の策定も検討してほしい。

多賀城市：県と市町の防災計画や災害廃棄物処理計画等に整合が取れていないところが見受けられる。実際本部の中で「人」についていくのか「計画」で動くのか不安な面があるが、東日

本大震災時には、なんとなく人で動いたと言える。

また、若手職員の中には市町の事情に疎かったり、台風などの災害に備えた自宅待機や召集があるが受ける体勢すらできない実態がある。初動のところで不安を払拭すべく、地域防災計画や災害廃棄物処理計画との整合を図り、より実効性のある計画をどのように考えるべきか悩ましい。

環境省：「人」で動く面での成功事例を否定するものではないが、各課長間で共有して決めないと大きな混乱を招くこともある。初動対応は防災計画又は災害廃棄物処理計画の中に早い時期に議論し、織り込んで頂きたい。

また仮置場の確保に関しては、特に災害対策本部に諮り、「必ず市町長の了解を得」の門語を入れてあるが、他県の事例では、首長がそれぞれの関係者に対し、その時々で違う指示を与え、收拾がつかなくなりかけたことがあったこともあり、明記することとしている。

JESC：これまでの事例を踏まえ、災害廃棄物の収集や搬入の具体的な方法についてどこまで書き込めるのか、ご議論願いたい。

環境省：東日本大震災時の多賀城市の対応は、受付による戸別収集と仮置場への自己搬入を併用していたと記憶しており、ステーションでなかったのは良かったと考える。一方、熊本では計画時から被災ごみもステーション収集方式で行ったが、生活ごみと災害ごみの区別がつかなくなり、各地のステーションが溢れ、混乱したこともあった。

多賀城市：水害のときは、量だけを戸別に玄関脇で収集していたと記憶している。濡れると相当に重く、一人暮らしや高齢者では対応が困難であるため、区別する必要もある。また、ボランティアへの依頼の方法も考慮し（例えば、玄関脇に立て掛けて下さいなどと）場面場面で区別して、想定していかなければならないと考える。

（４）災害廃棄物処理計画骨子案について

（JESC）資料５より、災害廃棄物処理計画骨子案について説明を行った。

七ヶ浜町：市町の地域防災計画や災害廃棄物処理計画の見直しの中で、仮置場の選定などは詳細にすり合せが必要と考える。

環境省：仮置場については、計画に具体的な場所を記載しない市町村もある。七ヶ浜町では東日本大震災の対応は東北電力の灰置場あるいは町営住宅の跡地を利用したが、今では土地の利用形態も変化している中で、改めて地域防災計画との整合も図って頂きたい。

多賀城市：BCPでは、職員が替わって、有事の時にどこに電話すればことが進められるかリストを作成し、都度の確認と更新も行わなければならないと考えている。県の計画を見習いながら、担当課が中心になって動くシステムを作りたい。

年配の職員は外との繋がりも強く、一言でスムーズに業者さんが動いてくれる。若い職員では外との関係は切れ、昔と違い行政の事情もあり、そうはいかなくなっていることから、どこかが主導でシステムとして構築しておかないと怖いと考えている。

七ヶ浜町：同感である。ベテラン職員は阿吽の呼吸で業者に依頼できるが、若手は面識もなく、関係もないことからマニュアル化も必要と考える。

環境省：東北事務所では、今年３月に「手引き」を作成し、ホームページにPDF版をアップしているので、是非ベースとして利用していただきたい。

多賀城市：東日本大震災では、仮置場の臭気問題について新聞に書かれたことがある。行政の中で仮置場候補地の公表や対処方法についての決めておけば良いと思う。

以 上